宮城舞台技術者協会 令和４年 第３回理事会　議事録

日時	2022 年　10 月　4 日　14 時　00 分 ～　15 時　30 分	場所	株式会社東北共立様　ミーティングルーム

議題

●議案の議事

第１号議案　理事の人数変更及び個人会員からの理事就任承認の件

第２号議案　宮城県芸術銀河の開催内容等の承認の件

●12月の理事会、第５回サロン開催について

出席者

岸浪行雄　菊地孝　橋本徳郎　委任状出席理事　12名

伊藤幸夫（事務局）　小林道子（事務局）　斎藤環江（事務局）

理事、事務局 18名

決定事項

●議案の内容

①総会にて承認をいただく内容決定：役員構成（代表理事１名、副代表理事２名、理事４名、事務局長１名、監事３名）

②次年度以降の活動に於いて、各会員の所属部会が、現在の仕事と一致しているかを会員に再確認する。

③宮城県芸術銀河の開催内容について、令和5年2月頃、仙台サンプラザ（予定）で学生や若者を対象として実施。実施内容は、引き続き考えていく。

●12月の理事会後に、サロン（懇親会）を開催する。日程は、12/５（月）とする。

懇親会には、会員の従業員も参加いただきたい。会場、会費等詳細は、後日決定する。

内容

●理事会出席確認

理事会の成立要件は、会則第１８条に、「理事会の成立は理事の出席者数の過半数以上とする。」とあり、議決権数18の半数以上となる9以上の出席が必要となっている。

本日出席者が３、委任状出席が12、合計で15となり、総議決権数の半数に達しているので、理事会は成立とする。

●議案の議事

第1号議案　理事の人数変更及び個人会員からの理事就任承認の件

2月の総会にて承認を得た、役員構成の内容について以下を踏まえ審議を行いたい。

①現行会則では、法人会員全員が理事に就くことになっており、個人会員が理事に就くことはできない。その為、個人会員の意見を聞き実践する機会が狭まる

②理事数が多く、理事会が成立しない為、協会活動に支障をきたす恐れがある。

③法人個人問わずに理事の選任ができるように、新たに理事定員数を定め、当協会の特色である多様性をいかした活動が迅速にできるように改訂をしたい。

◎審議内容結果、会則第１３条を以下のように変更することを、総会に提案する。

1.代表理事　１名：宮舞協を代表し、会務を統括する

2.副代表理事　２名：代表を補佐し、宮舞協の運営に務める。

3.理事　４名：宮舞協の運営に務める。各部会を担当する。

4.事務局長　１名：宮舞協の業務を司り、事務局を管理する。

5.監事　３名：会計及び宮舞協の健全性を監査する。

内容	※次年度以降の活動にあたり、会員の所属部会の確認が必要ではないか？ 全会員に再度、提出していただく。 第２号議案　宮城県芸術銀河の開催内容等の承認の件 宮城県環境生活部消費生活・文化課から依頼のありました「芸術銀河」事業の中のプログラムの１つとして、当協会主催で行う事業内容について、審議を行いたい。 ①開催月　：令和5年1月～3月頃　→　令和5年2月頃の週末 ②会場　　：仙台サンプラザ（会場の予約状況を確認できていない為、予定） ③開催内容：石井事業部会長の素案をもとに、検討。 対象を学生や若年者とし、舞台技術者の養成も含め、少しでも興味を持っていただく内容で開催する。 ①舞台制作のあらまし（座学） ②バックステージツアー（ホールを見学しながら、裏方の厳しさ（危険性）、一発勝負の緊張感、達成感を伝えられたら） ③舞台、照明、音響、映像等の実技体験 ④即興演目のスタッフワークを体験 ⑤仕込み、稽古、リハ、本番、バラシを一緒に体験 ④創り出す楽しさをディスカッション。希望者がいたら業界についてさらに説明する。 引き続き内容を精査していく。 ●12月の理事会、サロンの開催について 本年度最後の理事会、サロンとなる。 コロナも落ちついてきたことから、会員並びにその従業員の皆さんとの交流を深めるために、懇親会を行いたい。 年末の忙しい時期に入る前に、開催したい。 → 12月5日の月曜日開催決定 会場等は後日お知らせする。